

工損調査等業務費積算基準

令和6年4月1日改正

第1 適用範囲

この工損調査等業務費積算基準（以下「工損積算基準」という。）は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月25日中央対理理事会決定、以下「事務処理要領」という。）第2条（事前の調査等）の第五号建物等の配置及び現況、第4条（損害等が生じた建物等の調査）の調査及び第7条（費用の負担）に係る費用負担額の算定並びに費用負担の説明に係る業務（以下「工損調査等」という。）を請負又は委託に付する場合の業務費を積算するときに適用するものとする。

この場合において、併せて「物件等調査業務費積算基準」の「第2業務費の構成」及び「第3業務費の内容及び積算」を適用するものとする。

ただし、旅費交通費については下記により積算するものとする。

1 旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、1-1を原則適用し、**宿泊、滞在を伴う業務の場合は、1-2を原則適用する。**ただし、現地条件等により1-1、1-2によりがたい場合は、県土木部が公表する設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-3-3（以下「1-3-3」という。）を適用する。

1-1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）

用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。同一業務の中で、率の異なる複数調査の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分	旅費交通費
工損調査等業務	直接人件費の 1.91 パーセント

注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

1-2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）

1) 旅費の率を用いた積算

用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれていないため、別途計上する。

同一業務の中で、率の異なる複数調査の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分	旅費交通費
工損調査等業務	直接人件費の 2.29 パーセント

注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

工損調査等業務費積算基準

令和4年 4月 1日改正

第1 適用範囲

この工損調査等業務費積算基準（以下「工損積算基準」という。）は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月25日中央対理理事会決定、以下「事務処理要領」という。）第2条（事前の調査等）の第五号建物等の配置及び現況、第4条（損害等が生じた建物等の調査）の調査及び第7条（費用の負担）に係る費用負担額の算定並びに費用負担の説明に係る業務（以下「工損調査等」という。）を請負又は委託に付する場合の業務費を積算するときに適用するものとする。

この場合において、併せて「物件等調査業務費積算基準」の「第2業務費の構成」及び「第3業務費の内容及び積算」を適用するものとする。

ただし、旅費交通費については下記により積算するものとする。

1 旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、1-1を原則適用し、**宿泊、滞在を伴う業務の場合は、1-2を原則適用する。**ただし、現地条件等により1-1、1-2によりがたい場合は、県土木部が公表する設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-3-3（以下「1-3-3」という。）を適用する。

1-1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）

用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。同一業務の中で、率の異なる複数調査の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分	旅費交通費
工損調査等業務	直接人件費の 1.91 パーセント

注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

1-2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）

1) 旅費の率を用いた積算

用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれていないため、別途計上する。

同一業務の中で、率の異なる複数調査の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分	旅費交通費
工損調査等業務	直接人件費の 2.29 パーセント

注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

7 費用負担説明

費用負担説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動又は工事振動等により生じた建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。  
 なお、この場合の歩掛りは、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

- (1) 準備打合せ  
 中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。
- (2) 現地踏査  
 現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表2-1により行うものとする。

表2-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現 地 踏 査	業 務	—	技師 A	0.60人	
			技師 B	0.60人	
			技師 C	0.60人	

- (3) 概況ヒアリング等  
 概況ヒアリング等は、概況ヒアリング等及び費用負担の説明の対象となる権利者等に**対し、面接等により**費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表2-2により行うものとする。

表2-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師 A	0.05	0.04	0.09人	
			技師 C	—	0.04	0.09人	

注1 技師A1名、技師C1名の2名編成で行うことを前提としたものである。  
 ただし、概況ヒアリングには、主任技師が加わるものとする。

注2 直接人件費=単価×権利者数

- (4) 説明資料の作成等  
 説明資料等の作成等は、権利者ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表2-3により行うものとする。

表2-3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料等の作成	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師 A	—	0.11	0.11人	
			技師 C	—	0.21	0.21人	

注 直接人件費=単価×権利者数

- (5) 費用負担の説明  
 費用負担の説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表2-4により行うものとする。

表2-4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
費用負担の説明	権利者	—	主任技師	—	0.10	0.10人	
			技師 A	1.45	0.10	1.55人	
			技師 C	1.45	0.36	1.81人	

注 直接人件費=単価×権利者数

7 費用負担説明

費用負担説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動又は工事振動等により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。  
 なお、この場合の歩掛りは、請負者が2名以上の編成を行うことを前提としたものである。

- (1) 準備打合せ  
 中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。
- (2) 現地踏査  
 現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表2-1により行うものとする。

表2-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現 地 踏 査	業 務	—	技師 A	0.50人	
			技師 B	0.50人	
			技師 C	0.50人	

- (3) 概況ヒアリング等  
 概況ヒアリング等は、概況ヒアリング等及び費用負担の説明の対象となる権利者等と**面接し、費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する**直接人件費の積算は、表2-2により行うものとする。

表2-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師 A	0.06	0.04	0.10人	
			技師 C	—	0.04	0.10人	

注1 技師A1名、技師C1名の2名編成で行うことを前提としたものである。  
 ただし、概況ヒアリングには、主任技師が加わるものとする。

注2 直接人件費=単価×権利者数

- (4) 説明資料の作成等  
 説明資料等の作成は、権利者ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表2-3により行うものとする。

表2-3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料等の作成	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師 A	—	0.12	0.12人	
			技師 C	—	0.24	0.24人	

注 直接人件費=単価×権利者数

- (5) 費用負担の説明  
 費用負担の説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表2-4により行うものとする。

表2-4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
費用負担の説明	権利者	—	主任技師	—	0.08	0.08人	
			技師 A	1.57	0.08	1.65人	
			技師 C	1.57	0.46	2.03人	

注 直接人件費=単価×権利者数